

大分県報

令和三年
第一九八号
四月十三日

（火曜日）

目次

告示

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………	一
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………	一
保安林の指定……………	一
指定予定保安林（二件）……………	二
特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立……………	二
道路区域の変更（二件）……………	三
道路の供用開始……………	三
公有水面埋立工事のしゅん功認可……………	三
都市計画事業の認可……………	四
選挙管理委員会告示……………	四
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………	五
公 告……………	五
競争入札参加者の資格に関する公示……………	五
一般競争入札の実施……………	六
都市計画事業の認可……………	八
開発行為の完了……………	八

○告示 示

大分県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業

計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名

地区名

縦 覧 期 間

縦覧場所

県営危険ため池緊急整備事業
（ため池整備）

長谷溜池地
区

令三・四・一三から
令三・五・六まで

杵築市役所

大分県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名

地区名

縦 覧 期 間

縦覧場所

県営一般農道整備事業

藤の川茅場
地区

令三・四・一三から
令三・五・六まで

杵築市役所

大分県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市国見町千燈字山ノ神一二六番・一二七〇番・一二七二番一・一二七八番一・一二七九番・一二八二番一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六七番、

一二七二番二、一二七八番二
二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

杵築市山香町大字日指字柚ノ木四〇七九番から四〇八一番まで、四〇八九番一、四〇八九番一二、四〇八九番一五から四〇八九番一九まで、四〇八九番三六から四〇八九番三九まで、四〇八九番五二・四〇八九番六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字尾上四一〇八番一

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

杵築市大田白木原字東畑七二〇番五七から七二〇番五九まで、七二〇番六一から七二〇番六三まで

二 指定の目的
干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百九十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区の名称
 南海部第三加入区

二 加入区の区域
 大分県漁業協同組合の地区のうち旧鶴見町漁業協同組合の地区

三 加入区の区分
 漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち定置漁業にかかるとるもの

大分県告示第百九十七号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年四月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長	備考
一般国道四四二号	竹田市久住町大字白丹字板木七五七一三五から竹田市久住町大字白丹字板木七五七一四八まで	後	前	メートル 三九・〇 八・五	メートル 五一七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	B			
		七六・五 一・〇	七六・五 一・〇			
		四八二・〇	四八二・〇			

大分県告示第百九十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年四月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年四月十三日

令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
県道中津高田線	中津市大字鍋島字西川原八一六番二から中津市大字鍋島字西川原八二九番六まで	後	前	メートル 三四・四 二九・九	メートル 一二九・五
		三四・四 二六・〇	三四・四 二九・九		
		一二九・五			

大分県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年四月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道四四二号	竹田市久住町大字白丹字板木七五七一番一地先内	令三・四・一三
県道白丹竹田線	竹田市大字平田字有添田一一九番六から竹田市大字飛田川字岩木二五四三番二まで	

大分県告示第百三百号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和三年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

しゅん功認可の年月日

大分県報（告示）

令和三年三月二十四日
二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

I 工区

大分県国東市武蔵町内田字浜二五三番一の地先公有水面

II 工区

大分県国東市武蔵町内田字浜二五三番一の地先公有水面

2 区域

I 工区

次の①の地点から⑬の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成十五年の秋分の満潮位(D・L・プラス二・七七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 内田三等三角点(北緯三三度三〇分三三秒七六、東経一三二度四三分五〇秒
- 〇四(以下「基点」という。)から一四四度一四分二〇秒、四二・三六メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から一三六度四九分〇五秒三・六〇二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一五七度四七分五八秒三・六九三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八〇度一二分一二秒三・六八六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一九八度二四分三九秒五・二八四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二〇〇度五七分一七秒五・二六五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二〇三度二九分〇八秒五・二四四メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二〇六度〇〇分二一秒五・二二五メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二〇三度三五分〇六秒五・一九六メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二〇六度〇六分〇五秒五・一九五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二〇八度三八分二九秒五・一四六メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二一一度〇四分〇七秒五・二四五メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二二三度四三分二七秒五・五八三メートルの地点

II 工区

次の⑭の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び⑭の地点と⑳の地点を結ぶ平成十五年の秋分の満潮位(D・L・プラス二・七七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑭の地点 基点から一八七度二九分〇八秒三〇六・九九メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一七八度一〇分〇七秒一・四七〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一七五度三三分一一秒四・八二三メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一七二度五四分四七秒四・八五五メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一七〇度一七分一四秒四・八五四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一六七度三三分二九秒四・八五四メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一六五度一八分〇二秒五・六一五メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から一七八度一〇分〇七秒四・八二三メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から一六六度四九分四九秒六・二八五メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から一六三度一七分〇一秒四・八三三メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から一六〇度三七分一三秒四・八四六メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から一三五度一六分一秒三・七五九メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から一三九度二六分四二秒一・八九九メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から一四五度二七分五一秒一六・四四五メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から一四九度五三分三六秒五・八九三メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から一五〇度二六分五〇秒一三・三一四メートルの地点

3 面積

I 工区 三九三・五八平方メートル

II 工区 一、五九九・一五平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号
平成十六年四月一日指令港第三十号

五 閲覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び国東土木事務所並びに国東市役所

大分県告示第三百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和三年四月十三日

- 一 施行者の名称
佐伯市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
佐伯都市計画道路事業
- 三・六・一四号 馬場常盤線
- 三 事業施行期間
令和三年四月十三日から
令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
佐伯市白坪、蟹田及び常盤西町地内
 - 2 使用の部分
佐伯市白坪、蟹田及び常盤西町地内

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十五号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。
令和三年四月十三日

- 一 指定病院中
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 「独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター」を
常盤西町一―二〇」を
- 「独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター」を
常盤西町七―八」に改める。

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

- 一 調達をする物品等又は特定役務の種類
大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務
- 二 競争入札の参加者資格
 - 1 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七條の四第一項の規定に該当する者
 - (二) 営業に關し必要な許可、認可等を得ていない者
 - (三) 営業年数が一年未満の者
 - (四) 県税を滞納している者
 - (五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - 2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。
 - (一) 営業概要
 - ア 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）
 - イ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）
 - ウ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）
 - (二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
 - (三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - 1 申請の方法
県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

<p>2 申請書の入手、提出先及び問合せ先 大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 〇九七―五〇六―二〇七八</p> <p>3 申請の時期 令和三年四月十三日（火）から同年五月七日（金）までとする。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間 入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を取得した日から、同日以後における最初の登録基準年（平成十六年及び同年以後の二年ごとの年）の三月三十一日までとする。</p> <p>五 申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ。 2 インターネットによる入手 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。 (一) 令第六百六十七条の四第二項（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当すると判明した場合 (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和3年4月13日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 業務名 大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務 (2) 委託期間</p>	<p>令和3年6月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>(3) 業務実施場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室 等</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。 (3) この調達に係る仕様書に基づき、大分県物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。なお、紙により入札参加申請したい場合は、下記5(1)へ問合せをすること。 (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。 (5) 「大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務に係る仕様書」に規定する技術員を確保できることを証明するため、技術員経歴書（様式1-1、1-2、1-3、1-4）を提出した者であること。 (6) 個人情報安全管理する能力として、プライバシーマークの付与を認定された者であ</p>
---	--

<p>ること又はオンラインバンキング相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築・維持している者であることを証明した者であること。</p> <p>(7) 当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があることを証明した者であること。</p> <p>(8) 上記(5)、(6)及び(7)を証明する書類を令和3年5月6日(木)午後5時までに提出し、同月7日(金)までに(3)の参加承認を受けた者であること。</p> <p>(9) この公告の日から下記11(2)に掲げる日までに、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 上記2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年4月13日(火)から同年5月7日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2078</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2078</p> <p>(2) 日時 令和3年4月13日(火)から同年5月7日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時</p>	<p>上記5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班</p> <p>(2) 提出期限 令和3年5月24日(月)午前10時 時間厳守</p> <p>ただし、郵送の場合は同年5月21日(金)午後5時までに必着すること。</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限 物品等電子入札システムにより、下記の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札を行う者は事前に5(1)の場所に報告すること。報告を行った者は5(1)の場所へ下記期間中に持参又は郵送により提出することを認める。</p> <p>期 間 自 令和3年4月13日(火) 午前9時 至 令和3年5月24日(月) 午前9時</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和3年5月24日(月) 午前10時</p> <p>11 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館102会議室</p> <p>(2) 日 時 令和3年5月24日(月) 午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。</p> <p>12 入札保証金 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により免除する。</p> <p>13 契約保証金 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p>
--	---

<p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>17 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Business content Software development and operation support, etc. Computer operation</p> <p>(2) Contract period From June 1, 2021 to March 31, 2022</p> <p>(3) Work location 3-1-1 Ohre-machi, Oita city, Oita Prefectural General Affairs Department Government System Electronization Office</p> <p>(4) Bidding date 10:00 am. May 24, 2021</p> <p>(5) Management Bureau Address Oita Prefectural General Affairs Department Government System Electronization Office 3-1-1 Ohre-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2078</p> <p>~~~~~</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による宇佐都市計画道路事業の認可の告示が令和三年三月三十一日付け九州地方整備局告示第六十五号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。</p>	<p>令和三年四月十三日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称 令和三年九州地方整備局告示第六十五号宇佐都市計画道路事業 三・三・十五号黒川松崎線</p> <p>二 施行者の名称 大分県</p> <p>三 事務所の所在地 主たる事務所 大分県土木建築部道路建設課 大分市大手町三丁目一番一号 従たる事務所 大分県宇佐土木事務所 宇佐市大字法鏡寺二三五の一 事業地</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 大分県宇佐市大字江須賀字末金、字向田、字ランタイ、字鋤崎、字中園、字徳光、字石塚、字剣石、字五反田、字重清、字余末、字御神子及び字石原並びに大字金屋字川端、字下、字山ノ上、字中津尾、字太田、字辻掛、字柿木、字久保掛、字中野地、字野々辻、字古屋敷、字妙善田及び字原前地内</p> <p>2 使用の部分 大分県宇佐市大字江須賀字御神子並びに大字金屋字川端及び字下地内</p> <p>~~~~~</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。</p> <p>令和三年四月十三日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 開発区域に含まれる地域の名称 豊後大野市三重町赤嶺字深田千五百十八番ほか三十八筆のうち第一工区</p> <p>二 開発区域の面積 九千七百七十六・二八平方メートル</p> <p>三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 大分市大字古国府二百四十三番地九 株式会社ホームイングループメントひろせ 代表取締役 中 澤 孝 志</p> <p>四 完了検査年月日</p>
---	---

令和三年三月二十五日

令和三年四月十三日

大分県報（公告）

九